

第6期障がい福祉計画における取組み及び成果目標について（中間報告）

資料1

番号	項目	内容	成果目標	取組みの方向性等	今年度の取組み状況	新しく出た課題
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域は、すべての人々の生活の基本となる場所です。障がいのある・なしや年齢、性別にかかわらず、すべての人が地域の一員として、さまざまな人とつながりを持ち、自立した生活を行うことが大切です。しかしながら、福祉施設などに入所しているため、住み慣れた地域から離れて暮らしている人たちがいます。そこで、そのような人が再び地域で自立した生活ができるよう、関係機関が連携し、退所の促進及び地域生活の定着ができるように支援を進めていきます。	地域移行者数 10名 入所者の削減数 1名	今後も継続して、サービス担当者会議等に参加し、地域移行について検討を進めていく。	◆個別事業ごとで計画相談支援と連携し、地域への移行を推進している。	
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るためには、計画的に基盤を整備するとともに、市や事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障がい福祉サービス事業者、市などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。そこで、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指します。	計画書P28参照	○地域移行部会において、継続して精神病床からの退院促進に関する協議を行う。 ○地域移行部会において、長期入院以外に在宅支援として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行う。	関係する部会：地域移行部会 ◆精神病床からの退院促進に向けてピアサポーターとも協議して取組み検討。 ◆長期入院以外の方向けの在宅支援として、入退院時に必要な支援を適切なタイミングで行うための仕組みの構築に取り組む予定。 ◆地域の実情把握に向けて、関係機関、当事者へヒアリング・アンケートを実施、課題抽出を行い優先順位を決めて取組みを進める予定。	
3	地域生活の支援	障がいのある人が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用していきます。また、障がい福祉サービス事業者等とのネットワークを強化することで、さまざまな支援の充実を図ります。さらに、その運用状況は、自立支援協議会及び自立支援協議会の「地域生活支援拠点部会」において、年1回以上検証・検討を行います。	自立支援協議会における検証 年1回以上 地域生活支援拠点部会における検討 年1回以上	○策定した地域生活支援拠点整備方針に基づき、短期入所を活用したスキームにて地域生活支援拠点事業の運用を行う。 ○運用を通じて、スキームの充実に取り組むとともに、短期入所以外のスキームについて協議を行う。	関係する部会：地域生活支援拠点部会 ◆相談支援部会で相談支援専門員に周知と該当ケースの有無等について聞き取りを行った。 ◆相談支援専門員に対し、登録が困難な理由のアンケートを実施した。このアンケート結果をもとに相談支援専門員へ個別ヒアリングするなど、制度の利用促進に繋がるよう、実態把握を進めていく予定。 ◆現行のスキームに適応困難な方への緊急時対応の体制について整備を進める予定。	■登録件数の増加、制度利用促進に向けて実態把握や課題整理を進めることが必要。 ■現行のスキームに適応困難な方への緊急時対応の体制整備をすすめる中で、訪問看護等障がい福祉サービス事業者以外の支援者との協議も必要。

第6期障がい福祉計画における取組み及び成果目標について（中間報告）

資料1

番号	項目	内容	成果目標	取組みの方向性等	今年度の取組み状況	新しく出た課題
4	就労支援の充実	<p>就労は、障がいのある人の経済的な基盤として自立を支えるとともに、生きがいややりがいをもたらすものです。このため、障がいのある人は、自らの持てる能力や技術・技能を活かし、就労することを望まれています。また、さまざまな人がその状態や状況に応じた多様な就労を行い、自己実現を果たすことが大切です。そのため、障がいのある人が安定した生活基盤を得られるように、福祉施設から一般就労への移行を推進する必要があります。</p> <p>そこで、就労系サービス事業者・就労支援機関・計画相談支援等が連携して、一般就労への支援を行うとともに、就職後も継続して働くことができるように定着支援を行います。</p> <p>また、一般就労だけでなく本人の意思や特性に応じて、福祉的就労など多様な働き方を確保していくことも大切です。福祉的就労に就く人の工賃の向上に取り組むとともに、就労を目標とした生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を通じて、生きがいの創出にも取り組みます。</p>	<p>就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数 44名</p> <p>他計画書P31参照</p>	<p>○「一般就労への移行」として、成功事例などを通じて就労支援事業所の技術等の向上を図る。</p> <p>○就労支援機関（ハローワーク、障がい者職業センター、障害者就業・生活支援センター等）との具体的な連携体制の構築に取り組む。</p> <p>○就労定着支援サービス事業者の増加を目指し、就労定着支援のあり方について協議を行う。</p>	<p>関係する部会：就労支援部会</p> <p>◆就労移行支援における各段階の支援のポイントを整理したガイドラインを作成し、各事業所に配布し意見交換を行った。今後、更にアップデート予定。</p> <p>◆和泉市内の事業所を取りまとめたパンフレットを更新し、社会福祉協議会のホームページでアップロード（令和3年11月）</p> <p>◆今後「実習受け先の共有化」「実習時の情報共有シート・評価シートの作成」「支援学校との連携」について取り組む予定。</p>	
5			<p>平均工賃（賃金）月額 11,990円</p>	<p>○「工賃向上」として、共同受注体制の構築に取り組む。</p> <p>○共同受注体制を構築し、民間企業等に対してPRIに取り組み、和泉市における共同受注窓口の認知度向上を図る。</p>	<p>関係する部会：就労支援部会</p> <p>◆今年度内に共同受注窓口設置準備を行い、次年度より運営予定。</p> <p>◆次年度の運用開始時に企業への周知用として配布するチラシの作成準備中。（どのような業務を事業所で受注できるのかを企業や対象者にイメージしてもらうように、チラシには市内各事業所の業務内容を掲載予定）</p>	

第6期障がい福祉計画における取組み及び成果目標について（中間報告）

資料1

番号	項目	内容	成果目標	取組みの方向性等	今年度の取組み状況	新しく出た課題
6	相談支援体制の充実	本市では、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を中心に相談支援及びその支援体制の整備に取り組んできました。しかしながら、障がいの重度化や重複化に伴い、障がいのある人とどまらず、家族などの支援を必要とする家庭も増えています。 そこで、自立支援協議会の「相談支援部会」において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取組みの推進を図ります。また、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、特定相談支援事業者及び障がい福祉サービス事業者等にとどまらず、保健・医療・介護・子育てをはじめ、教育や就労、住宅などさまざまな関係機関とより一層連携を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センターなどの相談支援機関と連携し、幅広い相談支援体制の充実を図ります。	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 6件 他計画書P32参照	○全体会としての相談支援部会においては、アセスメントやプラン作成、サービス担当者会議、モニタリングなどの質の向上に取り組む。 ○各圏域における相談支援専門員に対する個別的な支援を行い、計画相談支援の質向上やフォローアップ体制の強化に取り組む。 ○令和3年度より、経験5年未満の相談支援専門員に対する研修会を通じてスキルアップ等に取り組む。	関係する部会：相談支援部会 ◆定例会、参加型研修を開催し、相談支援専門員の相談員の制度理解、知識習得を図った。 ◆基幹相談支援センターと委託相談支援事業所のペアで相談支援事業所訪問を行い、事業所の課題や困難ケースの対応策提案を行った。（令和4年11月末時点で10件訪問） ◆機関連携として、就労移行支援事業者より利用者と事業所とのマッチングについて学んだ。	■次年度以降の取組みについて、方向性の再検討が必要。 相談支援専門員の質向上、制度理解における支援力の底上げはこれまでの取組みで一定行うことができたと評価し、今後、より相談支援専門員の業務に直接繋がる、また、地域の相談支援体制の強化に直接繋がるような課題を抽出し、取組みにつなげるような仕組みの協議が必要。
7	障がい者地域自立支援協議会の活性化	前記（1）から（5）までの目標達成に向け、関係機関や障がい福祉サービス事業者等の参画による自立支援協議会の各部会の取組みなどを進めます。 そこで、それぞれの課題や問題点などを自立支援協議会において協議・検討するとともに、各部会の垣根を超えた幅広い協議を行うことで、包括的なネットワークの構築を目指します。		○各部会の垣根を超えた幅広い協議を行うことで、障がい者の自立支援体制・包括的なネットワークの構築に取り組む。 ○新たな取組みとして「支援の質向上・ICT活用」プロジェクトチームを発足し、既存の部会のようなテーマに関わらず、幅広く支援のあり方やICTを活用した業務改善・効率化に取り組む。	◆障がい者の自立支援体制について、より幅広く協議ができるよう、委員提案方式を導入した（第2回自立支援協議会より導入開始）。 ◆支援の質向上・ICT活用」プロジェクトチームにて取組み 参加事業者より課題を抽出・整理し、今後の課題への取組み目標などを整理した。	■「地域における障がい者の外出支援の活性化、充実化」（令和3年度第2回障がい者地域自立支援協議会において委員提案）